

テレワーク通信設備，通勤手当の取扱いは？ 個人のための税務対応と税制措置

朝倉雅彦

PwC税理士法人
公認会計士・税理士

本稿では，最初に執筆時点における法令等に基づいて実施されている対応について整理し，次に令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策のうち，個人に係る税制措置について解説し，最後に現時点で国税庁等から公表されているFAQや緊急経済対策でカバーされていない実務上の論点について解説している。

I 現時点での対応

1 国税庁及び総務省から公表されているFAQ等

令和2年4月16日時点において国税庁及び総務省から公表されている，新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国税及び地方税における対応に関する資料のうち，個人に関する主要なものは以下のとおりである。

(1) 国税庁公表分

- ・ 国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ（令和2年4月16日更新）
- ・ 確定申告期限の柔軟な取扱いについて（4月17日（金）以降も申告が可能です）（令和2年4月6日）
- ・ 法人税及び地方法人税並びに法人の消

費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ（令和2年4月8日）

(2) 総務省公表分

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限等の延長について（令和2年3月6日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大等による申告期限の取扱いについて（令和2年4月6日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について（令和2年4月1日）

2 申告・納付期限等の延長に関するこれまでの経緯

国税の申告・納付期限の延長については，国税通則法11条及び国税通則法施行令3条2項に基づく令和2年3月6日付の国税庁告示により，令和2年2月27日から同

年4月15日までに申告期限等が到来する、個人に係る申告所得税（並びに財産債務調書及び国外財産調書の提出）、贈与税及び消費税の申告等については、その申告等の期限を一律に同年4月16日とすることとされた。

その後、4月6日に国税庁より「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」が公表され、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な納税者については、国税通則法11条及び国税通則法施行令3条3項に基づき個別に申告期限の延長を認めることとし、期限を区切らず、同月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることとする旨が示された。同時に「申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」が公表され、個別に申告期限の延長を受ける際の具体的な手続等が示された。

さらに、4月8日に「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」が公表され、源泉所得税についても、国税通則法11条及び国税通則法施行令3条3項に基づき個別に納期限の延長が認められる旨示され、具体的な手続等が合わせて示された。

地方税については、地方税法20条の5の2第1項の規定により、地方団体の長は、当該地方団体の条例の定めるところにより、申告等の期限を延長することができる」とされているところ、総務省より各地方公共団体に対して、地方税における申告期限の延長等について適切な運用がなされるよう地方自治法に基づく技術的な助言がなさ

れる等されており、各地方公共団体もそれに沿って対応しているようである。

総務省の3月16日時点の取りまとめによると、公示又は個別対応の違いはあるものの、すべての地方公共団体において申告期限の延長の対応がとられている模様である。なお、各地方公共団体における具体的な手続等については、各地方公共団体に確認されたい。

3 申告・納付期限等の延長に関する留意点

申告・納付期限等の延長の概要については上記のとおりであるが、申告・納付期限等の延長に関する注意点や具体的な手続等について、国税庁から公表されているFAQ等に基づき、以下解説する。

(1) 申告・納付期限等の延長と納税猶予の関係

まず、国税通則法11条に基づく申告・納付期限等の延長は「災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める」場合に適用されるものである。

そのため、今回の新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限等の延長も、新型コロナウイルス感染症の流行により申告や納付といった行為ができないことに対応するものであり、新型コロナウイルス感染症の流行に基因して売上が減少する等したことによる資金不足に対応するものではないことに留意すべきである。このことは、国税通則法基本通達（徴収部関係）第11条

関係の1（災害その他やむを得ない理由）にも記載があるところであり、納税資金の不足については、既存又は緊急経済対策に盛り込まれた新型コロナウイルス感染症対応の納税猶予制度で対応されるべきものである。

(2) 申告・納付期限等の延長

① 申告・納付期限等の一括延長

申告・納付期限等の一括延長については、申告所得税、贈与税及び個人の消費税に係る申告・納付等の手続を対象としているが、対象を「その期限が令和2年2月27日から同年4月15日までの間に到来するものに限る」としていることから、日をもって期限が定められていない、出国による準確定申告や、令和2年2月27日から同年4月15日までの間に期限が到来しない、予定納税額の減額申請については、申告所得税に係る申請であっても、一括延長の対象とならない点に留意が必要である。また、源泉所得税についても一括延長の対象とされていない。

なお、出国による準確定申告については、納税者が国内に住所又は居所を有しないこととなる前に納税管理人の届出をすることで、出国には該当しないこととなるため、出国による準確定申告は不要となる。

② 申告・納付期限等の個別延長

申告・納付期限等の個別延長については、一括延長の対象とされている申告所得税、贈与税及び個人の消費税に係る申告・納付等の手続もその対象とされており、令和2年4月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることとされ、申告書の作成、来署が可能になった時点で税務署へ

申し出ることによって申告期限延長の取扱いをするとされている。

また、一括延長の対象とはされていなかった源泉所得税の納付手続についても個別延長の対象とされている。

個別延長は「災害その他やむを得ない理由」がある場合に認められることとなるが、新型コロナウイルス感染症に関しては、外出自粛要請等が行われていることもあり、これまでの災害時に認められていた理由の他に以下のような理由の場合についても個別延長が認められるとされている。

- ・納税者や経理担当の事業専従者、税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含む）が感染症に感染したこと
- ・納税者が感染症患者に濃厚接触した等の事情により、保健所・医療機関等から外出自粛要請を受けたこと
- ・納税者等が外国に滞在しており、ビザが発給されない等により入出国に制限等があること
- ・担当者が感染症に感染した、感染拡大防止のための休暇取得等により、納税者又は税理士事務所等が通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと

なお、新型コロナウイルス感染症に関する今回の対応においては税務署等が柔軟に対応されることが期待されるが、個別延長を申請する際には、申告・納付等を行うことができない状況を確認することとされている以上、上記のような状況があった具体的な事実を疎明できるよう、適宜記録を残す等しておくべきである。

個別指定FAQによると、個別に申告期

限の延長を受ける場合には、別途申請書等を提出する必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と付記すればよい旨示されており、同FAQには電子申告による場合の記載例も掲載されているため、参考とされたい。

個別に申告期限の延長を受ける場合の振替納税の日は、延長後の期限から税務署内での処理や金融機関への連絡等に要する日数を加算して個別に設定することとされているため、所轄税務署から個別に連絡するとされている。なお、新規に振替納税を利用する場合は、確定申告書の提出期限、すなわち、個別に延長された申告期限までに預貯金口座振替依頼書を提出する必要があるが、預貯金口座振替依頼書は、納税申告書と異なり、発信主義の適用がないため、確定申告書を郵送する場合には注意が必要である。

4 現状での具体的な取扱い

FAQにおいて具体的な取扱いが示されているものを以下に記載している。なお、FAQでは青色申告の承認申請についても触れられているが、本稿では割愛する。

(1) 純損失の繰越し及び繰戻し還付

令和2年において事業所得などに生じた損失がある場合、申告の区分に応じて以下のとおり取り扱われる。

① 青色申告の場合、損益通算後も控除しきれない部分の金額（純損失の金額）につき、翌年以後3年間繰り越すことができる。令和元年においても青色申告の場合は、令和2年分の確定申告の際に純損

失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書を提出することにより、令和元年に繰戻し還付を行うことも可能である。なお、繰り戻さなかった金額については、上記と同様に翌年以後3年間繰り越すことができる。

② 白色申告の場合、純損失の額のうち、事業用資産に生じた災害による損失等に限り、翌年以後3年間繰り越すことができる。事業用資産に生じた災害による損失等とは、棚卸資産や事業用の固定資産等に生じた災害による損失や被害の拡大・発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための費用等をいい、飲食業者の食材の廃棄損や施設等を消毒するための支出等は含まれるが、売上減少や休業中に支払う人件費等は含まれない点留意が必要である。

(2) 助成金の取扱い

国や地方公共団体からの助成金については、個別の助成金によって取扱いが異なる。助成金の支給の根拠となる法令等の規定により非課税所得とされるもの、及び、所得税法9条1項各号に該当するものについては非課税となるが、それ以外の助成金については所得税が課される。なお、いずれの所得として課税されるかは助成金の内容により異なるが、それぞれ以下のように取り扱われる。

① 事業所得等

事業者の収入減少に対する補償等、業務上の取引に関連して支給されるもの

② 一時所得

臨時的に一定の所得水準以下の者に対して支給する等、業務上の取引に関連しない

もの

③ 雑所得

上記①、②いずれにも該当しないもの

5 納税猶予制度

納税猶予制度は、国税通則法46条・地方税法15条にその適用要件が規定されている。

国税については、①災害により財産に相当な損失（保険金等により補填される金額を控除した損失額が全資産額のおおむね20%以上）を受けた場合に、災害のやんだ日以前に納税義務が成立しており、災害により財産に損失を受けた日以降1年以内に納期限が到来するものにつき、災害のやんだ日から2月以内に申請がある場合に、納期限（国税通則法11条により納期限が延長されている場合は、延長後の納期限）から1年以内の猶予が認められ、担保は不要、かつ、猶予期間に対応する延滞税が全額免除される（通則法46①）。

また、②財産につき災害を受けた、納税者又は納税者と生計を一にする親族が病気にかかる等したことにより国税を一時に納付することができないと認められる場合に、原則1年以内（やむを得ない理由があると認められるときは、申請により2年以内に延長）の猶予が認められるが、原則として担保が必要であり、猶予期間に対応する延滞税は一部免除となる（通則法46②）。

今回の新型コロナウイルス感染症では、納税者の財産に相当な損失を受けているという事態は比較的少なく、外出自粛要請等により通常の事業活動を行うことができず、通常の事業活動を行っていただければ得られたであろう収入が得られない事態、つまり逸失利益が生じている事態が多いと考えら

れている。

そのため、財産に損失が生じていない納税者が現行の納税猶予制度の適用を受けようとする、上記②の適用となり、原則として担保が必要（猶予金額が100万円以下等の事情がある場合は不要）となり、また、延滞税は軽減を受けられるにとどまることとなる（地方税も同様）。そこで、緊急経済対策において、新型コロナウイルス感染症の場合についても①の対象とすべく、特例措置の導入が検討されている。

なお、FAQでは、新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴う消毒作業により食材を廃棄した場合は①の適用があるとの記載もあることから、納税猶予の申請の際には、①の適用可能性も念頭に置いて対応すべきである。また、②の適用の場合は原則として担保提供が必要とされているが、「新型コロナウイルス感染症の影響により納付の猶予制度の適用を受ける納税者については、財産の状況などから担保の提供ができることが明らかである場合を除き、担保は不要として取り扱っています。」との記載があることから、担保提供を懸念して納税猶予の申請をためらうことがないようにされたい。

II 緊急経済対策（案）

令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定されたが、緊急経済対策には税制措置も含まれているため、それらについて、財務省及び総務省から公表されている資料をもとに解説する。

1 納税猶予の特例

前記のとおり、今回の新型コロナウイルス感染症に関して、財産に損失が生じていない納税者が現行の納税猶予制度の適用を受けようとする、上記 I 5 ②の適用となり、原則として担保が必要となり、また、延滞税は軽減を受けられるにとどまることとなる（地方税も同様）。

そのため、令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が大幅に減少した場合（前年同期比おおむね20%以上の減少）においても、担保が不要、かつ、延滞税を免除できる特例を設けるための法整備がされる予定である。

なお、本特例は令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税及び地方税について適用されることとされ、その際、施行日前に納期限が到来している国税及び地方税についても遡及適用できるとされる予定であるから、すでに納期限が到来しているものがある場合は、早急に納税猶予の申請をすべきと考えられる。

2 中止イベントに係る入場料等の寄附金控除

政府の自粛要請を踏まえて、文化芸術・スポーツイベントを中止等した結果、主催者に大きな損失が生じている状況を踏まえ、文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合、当該放棄した金額について、寄附金控除（所得税は所得控除又は税額控除、住民税は税額控除）の対象とするとされている。

対象となるイベントは、不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催される予定だったものであり、かつ、現に中止等されたものを対象とする。

寄附金控除の適用までの流れは以下のとおりである。

- ① 主催者が文化庁等に申請する。
- ② 文化庁等が主催者に対し特例対象イベント証明書（仮）等を交付するとともに、当該イベント名等を公表する。
- ③ 主催者が払戻請求権を放棄した観客等に対し、特例対象イベント証明書（仮）のコピー及び払戻請求権放棄証明書（仮）を交付する。
- ④ 確定申告の際、特例対象イベント証明書（仮）のコピー及び払戻請求権放棄証明書（仮）を申告書に添付する。

所得税においては、本特例を用いた寄附金控除の対象金額は20万円を上限とし、他の要件等は現行の寄附金控除と同様とされている。

住民税においては、所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方団体の住民税の税額控除の対象とするとされている。本特例を用いた寄附金控除の対象金額は、所得税と同様の上限とするとされている。

3 住宅借入金等控除の適用要件の弾力化

令和元年10月の消費税率引上げに伴う住宅需要の低下を防止するために、住宅取得等の対価の額等に含まれる消費税額が10%の税率により課されるべきもので、かつ、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供する等の要件を満たした場合、控除期間が原則10年のところ、13年に延長される特例が導入されている。

しかし、新型コロナウイルス感染症により住宅設備の調達が困難になるなどした結果、住宅メーカーから顧客への住宅の引渡しに影響が生じている。

そのため、新型コロナウイルス感染症の影響により住宅の引渡しが遅れ、控除期間が10年となってしまう事態を防ぐべく、一定の要件を満たした場合には、令和2年12月31日までに入居できなかった場合であっても、控除期間が13年の住宅借入金等控除を適用できるようにする等、要件の弾力化が図られる予定であり、具体的な内容は以下のとおりである。

(1) 住宅ローン控除の特例の適用要件の例外

以下の要件をすべて満たす場合、控除期間が13年に延長された住宅借入金等控除を適用できることとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響によって、新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと
- ② 新築の場合は令和2年9月末まで、それ以外の場合は令和2年11月末までに、

新築、建売住宅、中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること

- ③ 令和3年12月末までの間に②の住宅に入居していること

(2) 中古住宅取得から6か月以内の入居要件の例外

以下の要件をすべて満たす場合、中古住宅の取得の日から入居までに6か月超の期間が経過していた場合でも、当該中古住宅取得のための住宅借入金等に住宅借入金等控除を適用できることとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響によって、取得後に増改築等を行った中古住宅への入居が遅れたこと
- ② ①の増改築等の契約が、中古住宅取得の日から5か月後まで又は特例法施行の日の2か月後までに行われていること
- ③ ①の増改築等の終了後6か月以内に、当該住宅に入居していること

(3) 住民税における対応

上記の弾力化措置の対象者についても、住宅借入金等控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で住民税から控除することとされる。

4 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

現状、耐震基準不適合既存住宅につき、その取得から6月内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、入居した場合に、当該住宅が新築された時点に応じて一定の額に税率を乗じた金額を減額することとされている。

住宅借入金等控除と同様、新型コロナウイルス感染症の影響により改修が遅れることにより、当該特例措置の適用が受けられなくなることを防ぐため、要件の弾力化が図られる予定であり、具体的な内容は以下のとおりである。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響によって、耐震改修した住宅を居住の用に供することとなった日が当該取得の日から6月を経過する日後となったこと（ただし、令和3年度末入居分まで）
- ② ①の耐震改修に係る工事の請負契約を、当該住宅の取得の日から5月を経過する日又は法律の施行の日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに締結していること
- ③ ②の耐震改修に係る工事の終了後6月以内に、当該住宅を居住の用に供すること

5 テレワーク等のための設備投資税制

対象となる中小企業者等には、常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告を行う個人も含まれることから、当該設備投資税制も適用されることとなる。詳細については、本緊急企画小原稿126頁を参照されたい。

6 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例についても、法人と同様、個人についても適用がある。詳細については、本緊急企画小原稿126頁を参照されたい。

III 検討すべき事項

ここまで、国税庁から公表されたFAQ等や緊急経済対策で示された税制措置を解説したが、最後にFAQ等で言及がないが実務上の論点となりうる項目について取り上げる。

1 テレワークのための設備を従業員等に支給する場合の取扱い

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、テレワーク等の活用が求められており、緊急経済対策においてテレワーク等のための設備投資税制の導入が検討されているが、テレワークの実施には企業側の設備のみならず、従業員側にも通信設備等が必要となる。

従業員等の自宅から勤務先のサーバー等に接続できるようにする場合、インターネットを介してVPNを利用することで通信経路の安全を確保することが一般的と思われるが、従業員の自宅にインターネット環境がない場合にその環境を整えるための機器（ルーター等）を支給又は貸与する、また、インターネットプロバイダーの使用料を補助することもあると思われる。

しかし、現状の所得税法9条1項6号及びその委任を受けた所得税法施行令21条の規定からすると、上記のような機器を従業員等に支給した場合に非課税と取り扱うことはできないと考えられる。

インターネット接続については、勤務先の業務以外にも使用することが通常可能であることから、従業員等に対するインターネット接続に係る給付について給与課税す

ることは問題ないとも考えられるが、テレワークの推進を図る上では一定の配慮も必要と考えられる。

2 通勤手当の取扱い

通常の給与に加算して支給される通勤手当については、支給を受ける者の通勤形態に応じて、一定の限度額まで非課税と取り扱われているが、これは通勤手当を通勤に要する費用に充てられる実費弁償的なものとする考えに基づくものである。そのため、非課税となる金額は、電車やバス等の交通機関を利用している者の場合、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額とされている。

しかし、在宅勤務の場合、通勤費用が生じないため、通勤手当の実費弁償的な要素が薄れることとなる。

定期券等を購入した際にその領収書と引換えに手当を支給している場合には特に問題は生じないが、従業員等からの通勤経路

の申請に基づき、毎月の給与支給に合わせて通勤手当を支給しており、従業員等が申請どおりの通勤経路の定期券等を購入しているか事後的に検証しているような場合、通勤しない以上定期券等を購入する必要はないことから、通勤手当部分について非課税と取り扱ってよいかは検討が必要と考えられる。

執筆時点においては、東京都をはじめとする7都府県に対する緊急事態宣言は令和2年5月6日までの1か月間とされているが、長期化することも考えられることから、FAQ等で取扱いが明確化されることが期待される。

Profile

朝倉 雅彦(あさくら まさひこ)

PwC税理士法人 公認会計士・税理士

PwC税理士法人大阪事務所にて、法人税及び消費税のコンサルティング業務・申告業務並びに移転価格税制に関する事前確認申請の支援業務や、外国人出向者の所得税申告業務等を経験した後、2014年7月から4年間、東京国税不服審判所において国税審判官として勤務し、国際課税をはじめとする、法人税、消費税及び所得税等に係る審査請求事案の調査・審理に携わる。現在、東京事務所勤務。

*

*

*